

いくのがくえんしょうがい じ しゃそうだんしえんじぎょうしょ じゅうようじこうせつめいしょ
いわき生野学園障害(児)者相談支援事業所「ピーターパン」重要事項説明書

しゃかいふくしほうじん がくえん
社会福祉法人 いわき学園
いくのがくえん
いわき生野学園

とうじぎょうしょ していしょうがいふくし
当事業所は指定障害福祉サービスにおける
とくてい しょうがい じ しゃそうだんしえんじぎょうしょ してい う
特定・障害(児)者相談支援事業所の指定を受けています。
していばんごう だい じゅうようじこうせつめいしょ していばんごう だい じゅうようじこうせつめいしょ
(指定番号 第2732200015号)(指定番号 第2772200016号)

この「重要事項説明書」は、当事業所と利用契約の締結を希望される方に対して、
しゃかいふくしほう しょうわ ねんほうりつだい ごう だい じゅうおよ だい じゅうなら しょうがいしゃ
社会福祉法(昭和26年法律第45号)第76条及び第77条並びに「障害者の
にちじゅうせいかつおよ しゃかいせいかつ そうごうてき しえん ほうりつ い か しょうがいしゃそうごうしえんほう
日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下、障害者総合支援法と
いう)に基づき当事業所(令和 年 月 日現在)の概要や提供する指定計画
そうだんしえん ないよう けいやく ていけつ まえ し
相談支援の内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを事業者が説明
するものです。

ほうれいじゅんしゅせきにんしゃ こうの のぶお
【法令遵守責任者 高野 伸生】

※ 当事業所では、利用者に対して障害(児)者相談支援サービス及び計画相談支援
サービスを提供します。
りょうかいしよていねんがっぴ ねん がつ ち
利用開始予定年月日 年 月 日

◇ ◆ 目次 ◆ ◇

1. 指定計画相談支援を提供する事業者.....	2
2. 事業所の概要.....	2
3. 指定計画相談支援の目的・運営方針.....	2
4. 指定計画相談支援に係る事業所・設備等の概要.....	3
5. 指定計画相談支援提供職員の体制.....	3
6. 指定計画相談支援の内容.....	4
7. 利用料金.....	6
8. 利用者の記録及び情報の管理.....	6
9. 事故発生時及び緊急時の対応.....	6
10. 指定計画相談支援の提供にあたっての留意事項.....	7
11. 要望・苦情等申立に関する相談窓口.....	7
12. 虐待防止について.....	8
13. 秘密の保持と個人情報の保護について.....	9
14. 協力医機関.....	10
15. 第三者評価の実施状況.....	10
16. 非常災害時の対策.....	10
17. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項.....	11

1. 指定計画相談支援を提供する事業者

名 称	社会福祉法人 いわき学園
所在地	おおさかしすみのえくみなみかがや 大阪市住之江区南加賀屋3-9-2
電話番号	06-6682-1213
代表者氏名	理事長 高野伸生
設立年月	しょうわ ねん がつ にち 昭和36年9月1日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定特定・障害(児)者相談支援事業所 平成24年4月1日指定		
事業所の名称 (事業所番号)	いわき生野学園 障害(児)者相談支援事業所 ピーターパン (第 2732200015 号) (第 2772200016 号)		
事業所の所在地	おおさかしいくのくしょうじ 大阪市生野区小路3-18-7		
連絡先	でんわ 電話 050-3505-7516	ファックス	06-6751-6700
ホームページ	http://www.iwakigakuen.or.jp/iwakiikunogakuen		
園長	しいはら まさのり 椎原 正法	かんりしゃ 管理者	うちやま かずひこ 内山 一彦
相談支援専門員	うちやま かずひこ 内山 一彦 川崎あゆみ		
サービスの実施地域	おおさかしぜんいき 大阪市全域		
主たる対象者	しんたいしょう しゃ ちできしょう しゃ せいしんしょう しゃ しょう じ なんびょうかんじや 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児、難病患者		
開設年月日	へいせい ねん がつ にち 平成24年4月1日		
同一敷地内 事業	ほうかごとう きょうどうせいかつえんじょ たんきにゅうしょ 放課後等デイサービス 共同生活援助 短期入所 していっばんそうだんしえん 指定一般相談支援		
他の事業	せいかつかいご しゅうろうけいぞくしえん がた につちゅういちじしえん しゅうろういこうしえん 生活介護 就労継続支援B型 日中一時支援 就労移行支援 しゅうろうていちゃくしえん じどうはったつしえん ほいくしょうほうもん 就労定着支援 児童発達支援センター 保育所等訪問		

3. 指定計画相談支援の目的・運営方針

目的	障がい者又は障がい児に対し、適切かつ円滑な指定計画相談支援並びに障害(児)者相談支援の提供を確保することを目的とする。
運営方針	かんけいほうれいどう じゅんしゅ りようしゃ しんしん じょうきょう お かんきょう 関係法令等を遵守し、利用者の心身の状況や置かれている環境に おう きまざま ふくし きかんとう れんけい はか そうごうてき 応じて、様々な福祉サービス機関等と連携を図りながら、総合的なサ ービスの提供に努める。また、利用者やその家族の意思および人格を ていきょう つと りようしゃ かぞく いし じんかく 尊重し、特定の障害福祉サービス事業者等に不当に偏することの ぞんちょう とくてい しょうがいふくし じぎょうしゃとう ふとう へん ないよう、公正中立に行うように努めるものとする。 こうせいちゅうりつ おこな つと

4. 指定計画相談支援事業に係る事業所・設備等の概要

(1) 事業所

たてもの 建物	こうぞう 構造	てつこつ かいだて 鉄骨3階建 (準耐火建築物) (耐震構造)
	しきちめんせき 敷地面積	155.52 m ²
	のゆかめんせき 延べ床面積	67.06 m ²

(2) 主な設備

	へやかず 部屋数	備 考
そうだんしつ 相談室	1室 (8.41 m ²)	つくえ いす ほんだな きゅうじんじょうほうなどしりょう 机 椅子 本棚 求人情報等資料
じむしつ 事務室	1室 (6.80 m ²)	つくえ いす でんわ パソコン ロッカー しょこ 机 椅子 電話 コンピューター ロッカー 書庫
トイレ	2室	せんめんだい ようしき 洗面台、洋式トイレ (ウォシュレット機能付) エアータオル ※内1室は車椅子対応

当事業所では、障害者総合支援法第43条第2項及び児童福祉法第21条第5項18に定める指定基準を遵守し、以上の事業所・設備を設置しています。

5. サービス提供職員の体制

令和3年9月14日

しよくしゅ 職 種	いんすう 員数	じょうきん 常 勤		ひじょうきん 非常勤		じょうきんかんさん 常勤換算	びこう 備 考
		せんじゅう 専 従	けんむ 兼 務	せんじゅう 専 従	けんむ 兼 務		
かんりしや 管理者	1	1				1	
そうだんしえんせんもんいん 相談支援専門員	2	2				2	
じむいん 事務員	2				2	1.5	

当事業所では、障害者総合支援法第43条第1項及び児童福祉法第21条第5項18に定める指定基準を遵守し、指定計画相談支援を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

(ア) 各職種の勤務体系

しよくしゅ 職 種	きんむたいけい 勤務体系
かんりしや 管理者	せいぎ きんむじかんだい 正規の勤務時間帯 (9:00 ~ 17:00)
そうだんしえんせんもんいん 相談支援専門員	せいぎ きんむじかんだい 正規の勤務時間帯 (9:00 ~ 17:00)
じむいん 事務員	ひじょうきん 非常勤

(イ) 身分証携行義務

指定計画相談支援事業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

(ウ) 営業日と営業時間及びサービス提供時間

営業日 月曜日～土曜日

休園日は原則としてバックアップ施設であるいわき生野学園の休園日に準じます。

(原則として、第2・第4土曜日、国民の祝日及び冬期休暇12月29日～1月3日は休業となります。行事等により休園日を変更する場合や、台風等止むをえない場合、臨時休園する場合があります。)

営業時間 午前9時から午後5時まで

(行事、台風等止むをえない場合により営業時間を変更する場合があります)

サービス提供日 月曜日～土曜日

休園日は原則としてバックアップ施設であるいわき生野学園の休園日に準じます。(原則として、第2・第4土曜日、国民の祝日及び冬期休暇12月29日～1月3日は休業となります。行事等により休園日を変更する場合や、台風等止むをえない場合、臨時休園する場合があります。)

サービス提供時間 午前9時から午後5時まで

6. 指定計画相談支援の内容

(1) サービス利用計画

利用者等との面接やサービス提供事業者との連絡調整を行い、サービス等利用計画を作成します。

1	サービス内容等に関する情報提供	サービス等利用計画の作成の開始にあたっては、障害者等によるサービスの選択に資するよう、地域の指定障がい福祉サービス事業者等又は指定一般相談支援事業者に関するサービス内容、利用料等の情報を適正に提供します。
2	アセスメント	利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接を行い、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況を把握します。これらの評価を通じて、利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行います。
3	サービス等利用計画案の作成	把握された解決すべき課題等に対応するために、最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討します。そして、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及び達成時期、福祉サービス等の種類等を記載したサービス等利用計画案を作成します。
4	サービス等	サービス等利用計画案の内容について、利用者及び家族に

	利用計画案の 説明・交付	対して説明し、文書により利用者等の同意を得ます。また、サービス等利用計画案を利用者等に交付します。
5	サービス 担当者会議の 開催	支給決定等が行われた後に、支給決定等を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。また、サービス担当者会議を開催し、サービス等利用計画案の内容を説明し、福祉サービス等の担当者から専門的な意見を求めます。
6	利用者等への 説明	サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により同意を得ます。
7	サービス等 利用計画の 交付	完成したサービス等利用計画を利用者又はその家族、福祉サービス担当者に交付します。

(2) 継続サービス利用支援

モニタリング	利用者及びその家族、福祉サービス事業者等と継続的に連絡をとり、サービス等利用計画の実施状況を把握します。また、市町村が決定したモニタリング期間ごとに利用者等との面接を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス事業者等との連絡調整等を行います。また、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨を行います。
サービス等利用 計画の変更	サービス等利用計画を変更する際は、利用者の解決すべき課題の変化に留意しながら、原則として(1)1～3及び5～7に規定された業務を行います。
入所施設等への 紹介又は地域 生活への移行に関 する情報提供等 の援助	利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が指定障がい者支援施設等への入所や精神科病院への入院を希望する場合には、施設等への紹介等を行います。また、指定障がい者支援施設等からの退所や精神科病院から退院しようとする利用者から計画相談支援の依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、障がい福祉施設等と連携を図るとともに、必要な情報提供や助言等の援助を行います。

7. 利用料金

けいかくそうだんしえん 計画相談支援	りようしゃふたながく はっせい 利用者負担額は発生しません。※
ふくしやりよう 複写料	かいじ かん ひつよう きろく ふくしゃ ばあい まい えん いただ 開示に関して必要な記録を複写する場合は1枚21円を頂きます。
こうつうひ 交通費	つうじよう じぎよう じっしちいきがい ちいき きょたくなど ほうもん していけいかくそうだん 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅等を訪問して指定計画相談 しえん ていきよう ばあい ひつよう こうつうひ いただ じぎょうしょ 支援を提供する場合は、必要な交通費を頂きます。なお事業所の じどうしゃ りよう ばあい かき とお ふたん 自動車を利用した場合は下記の通りご負担いただきます。 じぎょうしょ かたみち みまん えん 事業所から片道2キロメートル未満 200円 じぎょうしょ かたみち いじよう えん 事業所から片道2キロメートル以上1キロメートルごとに 100円

※計画相談支援給付費について事業者が代理受領を行わない(利用者がお支払いを希望する)場合は、計画相談支援給付費の全額をいったんお支払いいただきます。
この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えて給付決定市町村に計画相談支援給付費の支給を申請してください。

8. 記録及び情報の管理

- (1) 事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理します。
利用者等に対する指定計画相談支援の提供に関して以下の記録を整備します。
- ①福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録
 - ②個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳
 - ・サービス等利用計画案及びサービス等利用計画
 - ・アセスメントの記録
 - ・サービス担当者会議等の記録
 - ・モニタリングの結果の記録
 - ③利用者に関する市町村への通知に係る記録
 - ④利用者からの苦情の内容等の記録
- (2) これらの記録は指定計画相談支援完了の日から5年間保存し、利用者は、事業所に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。(複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。)
※内覧、複写ができる窓口業務時間は、9：00～17：00です。

9. 事故発生時及び緊急時の対応

- (1) 事故発生時の対応について
利用者に対する指定計画相談支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故の状況及び、事故に対して行った措置について記録します。尚、利用者に対する指定計画相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を

すみ おこな
速やかに 行います。

かにゆうほけんがいしやめい かぶしきがいしや そんがいはけん
加入保険会社名：株式会社 損害保険ジャパン

かにゆうほけんないよう ばいしょうせきにんほけん
加入保険内容：賠償責任保険

(2) きんきゅうじ たいおう
緊急時の対応について

していちいきそうだんしえん ていきょうちゅう りょうしゃ びょうじょう きゅうへん しょう ばあい た
指定地域相談支援の提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他
ひつよう ばあい すみ しゅじ いし れんらく おこな など ひつよう そち こう
必要な場合は、速やかに主治の医師へ連絡を行う等の必要な措置を講じるととも
に、利用者が 予め指定する連絡先にも連絡します。

かかりつけ医療機関 いりょうきかん	いりょうきかんめい 医療機関名： しん りょう か 診療科： しゅ じ い 主治医： しょ ざい ち 所在地： でん わ ばん ごう 電話番号：
きんきゅうれんらくさき 緊急連絡先	じゅう しょ 住所： でんわばんごう 電話番号： し めい 氏名： ぞくがら 続柄：

10. していけいかくそうだんしえん ていきょう りゅういじこう
指定計画相談支援の提供にあたっての留意事項

(1) しちょうそん しきゅうけつていないようとう かくにん
市町村の支給決定内容等の確認

していけいかくそうだんしえん ていきょう さきだ しょう ふくし とう しきゅうけつてい う
指定計画相談支援の提供に先立って、障がい福祉サービス等の支給決定を受
けている場合は、受給者証をご提示いただき、指定計画相談支援の対象者で
あること、継続サービス利用援助のモニタリング期間、障がい者福祉サービス等
の支給量・支給内容等を確認させていただきます。受給者証の住所、支給内容
などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) たんとうしゃ けつていとう
担当者の決定等

していけいかくそうだんしえんていきょうじ たんとうしゃ けつてい じっさい そうだんしえん
指定計画相談支援提供時に、担当者を決定します。ただし、実際に相談支援を
ていきょう ふくすう しよくいん たいおう
提供するにあたり、複数の職員で対応させていただくこともあります。また、
たんとうしゃ こうたい ばあい りょうしゃ せつめい
担当者が交代する場合は、あらかじめ利用者に説明するとともに、利用者及び
かぞく たい そうだんしえんていきょうじょう ふりえき しょう よう じゅうぶん はいりよ
その家族に対して相談支援提供上の不利益が生じない様、十分に配慮します。
りょうしゃ とくてい たんとうしゃ しめい たんとうしゃ
利用者から特定の担当者を指名することはできませんが、担当者について、
おきづきの点やご要望がありましたら、相談窓口等に遠慮なくご相談下さい。

11. ようぼう くじょうなごもうしたて かん そうだんまどぐち
要望・苦情等申立に関する相談窓口

(1) くじょうかいけつ たいせいおよ てじゅん
苦情解決の体制及び手順

くじょう そうだん ばあい りょうしゃ じょうきょう しょうさい はあく ひつよう
苦情または、相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要
にお応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を
こうりよ じじつかんけい とくてい しんちよう おこ そうだんたんとうしゃ はあく じょうきょう
考慮しながら事実関係の特定を慎重に行ないます。相談担当者は把握した状況

を責任者と共に検討を行い当面及び今後の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者の連絡調整を行なうと共に、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行ないます。

(時間を要する場合はその旨を翌日までには連絡します。)

本事業への苦情や意見は第三者委員に相談することもできます。

要望・苦情等申立先に関する責任者及び相談窓口について

責任者	園長 椎原 正法
いわき生野学園 相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> 窓口担当者 副園長 林田早苗 ご利用時間 9:00 ~ 17:00 電話番号 06-6753-1121 F A X 06-6753-1123 本事業所の玄関にご意見箱も設置しています。
社会福祉法人 いわき学園 第三者委員	電話番号 06-6458-8551 元 大阪市健康福祉局障害施策部長
	電話番号 072-682-0287 大阪大谷大学人間社会学部人間社会学科教授
居住区区役所	<ul style="list-style-type: none"> 所在地 : 大阪市 区保健福祉センター 課 電話番号 : 06- - ご利用時間 : 月~金 9:00~17:30 (休日を除く)
大阪府 社会福祉協議会 運営適正化委員会	<ul style="list-style-type: none"> 所在地 : 大阪市中央区谷町7-4-15 大阪府社会福祉会館2階 電話番号 : 06-6191-3130 F A X : 06-6191-5660 ご利用時間 : 月~金 9:00~16:30 (休日を除く)

12. 虐待防止について

事業者は利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

1. 虐待の防止に関する責任者の選定を行います。

責任者	園長 椎原 正法
-----	----------

2. 成年後見人制度の利用支援を行います。
3. 苦情解決体制の整備を行います。
4. 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施(研修方法や研修計画など)を行い、研修を通じて、従業者の人権意識の向上

ちしき ぎじゆつ こうじょう つと
や知識や技術の向上に努めます。

1 3. 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者の個人情報については、個人情報保護法にそつた対応を行います。但し指定計画相談支援の提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者並びにその家族の同意(別紙「いわき生野学園 障害(児)者相談支援事業所「ピーターパン」ご利用にあつたての個人情報使用等に関する同意書」による)に基づき情報提供を致します。

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>○指定計画相談支援事業所の従業者及び管理者(以下「従業者等」という。)は、業務上で知り得た利用者およびその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>○また、この秘密を保持する義務は、指定計画相談支援の契約が終了した後においても継続します。</p> <p>○事業者は、従業者等に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者等である期間及び従業者等になつた後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者等との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>○事業者は利用者から 予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障害福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族から 予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。</p> <p>○事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるもの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>○事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成</p>

ひつよう はんい ない ていせい など おこな かいじ さい
 に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して
 ふくしゃ など ひつよう ばあい ふたん
 複写料などが必要な場合はご負担いただきます。)

14. 協力医療機関

(1)

医療機関の名称	谷本医院		
院長名	谷本 吉造		
所在地	大阪府生野区 巽北3-16-3		
電話番号	06-6752-5505		
診療科	外科 内科他	入院設備	なし

(2)

医療機関の名称	育和会記念病院		
院長名	高田 正三		
所在地	大阪府生野区 巽北3-20-29		
電話番号	06-6758-8000		
診療科	外科 内科 脳外科他	入院設備	あり

15. 第三者評価の実施状況

実施している	実施していない
【実施日： 年 月 日】	【評価機関名： 】
【結果の開示状況： 】	

16. 非常災害時の対策

利用者に対する指定計画相談支援の提供により災害が発生した場合は、市町村、利用者、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、災害の状況及び、災害に対して行った措置について記録します

非常時の対応	別途に定める消防計画書により対応いたします。
平時の訓練	・別途に定める消防計画書に則り、年2回、避難・防災訓練を利用者の方も参加して実施します。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・非常警報設備 あり ・誘導灯 あり ・スプリンクラー あり ・カーテン等は防災性能のある物を使用しています。

しょうぼうけいかく 消 防 計 画	しょうぼう とどけでび へいせい ねん がつ 消 防 へ の 届 出 日 : 平 成 2 3 年 4 月 ぼうさいかんりせきにんしゃ かのうやすひろ 防 災 管 理 責 任 者 : 加 納 康 博
ほけんかにゆう 保 險 加 入	ほんじぎょうしょ か き そんがいばいしょうほけん かにゆう 本 事 業 所 は、下 記 の 損 害 賠 償 保 險 に 加 入 し て い ま す。 かにゆうほけんがいしゃめい かぶしがいいしゃ そんがいほけん 加 入 保 險 会 社 名 : 株 式 会 社 損 害 保 險 日 本 かにゆうほけんないよう ばいしょうせきにんほけん 加 入 保 險 内 容 : 賠 償 責 任 保 險

17. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

せつび きぐ りよう 設 備 ・ 器 具 の 利 用	じぎょうしょない せつび きぐ ほんらい ようほう 事 業 所 内 の 設 備 、 器 具 は 本 来 の 用 法 に し た が っ て ご 利 用 く だ さ い 。 こ れ に 反 し た ご 利 用 に よ り 破 損 が 生 じ た ばあい ばいしょう 場 合 、 賠 償 し て い た だ く こ と が あ り ま す 。
きつえん 喫 煙	ぜんかんきんえん 全 館 禁 煙 と な っ て い ま す 。
きちょうひん かんり 貴 重 品 の 管 理	きちょうひん りようしゃ せきにん かんり 貴 重 品 は 、 利 用 者 の 責 任 に お い て 管 理 し て い た だ き ま す 。 自 己 管 理 の 困 難 な 利 用 者 に つ き ま し て は 貴 重 品 を しせつ ねが 施 設 に な る べ く お 持 ち に な ら な い よ う お 願 い し ま す 。
宗 教 活 動 ・ 政 治 活 動 、 営 利 活 動	りようしゃ しそウ しんこう じゆう た りようしゃ たい 利 用 者 の 思 想 、 信 仰 は 自 由 で す が 、 他 の 利 用 者 に 対 し て しゅうきょうかつどう せいじかつどうおよ えいりかつどう えんりよ 宗 教 活 動 、 政 治 活 動 及 び 営 利 活 動 は ご 遠 慮 く だ さ い 。

していけいかくそうだんしえん りよう かいし さい ほんしよめん もと じゅうようじこう せつめい おこな
指定計画相談支援の利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。
た。

じぎょうしよめい しゃかいふくしほうじん がくえん
事業所名 : 社会福祉法人いわき学園
いわき生野学園 障害(児)者相談支援事業所「ピーターパン」

せつめいしゃしよくめい そうだんしえんせんもんいん いん
説明者職名 : 相談支援専門員 印

わたし ほんしよめん もと じぎょうしゃ していけいかくそうだんしえん ていきょうおよ りよう
私は、本書面に基づいて事業者から指定計画相談支援の提供及び利用について
じゅうようじこう せつめい う
重要事項の説明を受けました。

りようしゃじゅうしよ
利用者住所 :

りようしゃしめい いん
利用者氏名 : 印

こうけんじん せんてい かた かなら こうけんじん かた きにゆう だいにん こうけんじん ねが
※後見人を選定されている方は必ず後見人の方がご記入ください【代理人、後見人のどちらかにチェックをお願
いします】

りようしゃの だいにん こうけんじん
住 所 :

し めい いん
氏 名 : 印

ぞく がら
続 柄 :